

広島県企業局告示第三号

広島県と尾道市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約（平成元年四月一日施行）の一部を次のとおり改正し、平成二十年十月一日から施行した。

平成二十年十月九日

広島県公営企業管理者 桂 木 弘 二

第一条第一号ハ中「尾道市因島大浜町字椎木大浜分水点」の下に「を經由し尾道市瀬戸田町林字三軒屋瀬戸田分水点」を加え、同号ニを削る。